

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号（案）の概要

1. 届出

(1) 遊漁者

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間中（以下「管理期間」という。）において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、以下の内容について、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の 1 営業日前までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

(2) 遊漁船業者

管理期間中において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 遊漁船登録番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

(3) 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中において、遊漁船以外の船舶を運航してくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、令和 8 年 1 月 1 日から同年 3 月 20 日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及びメールアドレス

イ 船名

ウ 船舶番号又は船舶検査済票の番号

エ 入出港しようとする場所

オ その他委員会会長が別に定める事項

※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中に最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

(4) 届出事項の変更

(1) から (3) までの規定による届出をした者は、届出した事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

(5) 届出番号の交付

委員会は、(1) から (3) までの届出を受け付けた際には、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

2. 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二百二十一条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出について、次のとおり指示する。

令和七年十一月十四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 脇田 和美

一 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - (一) 漁業者が漁業を営む場合
 - (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 2 「管理期間」 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。
- 3 「瀬戸内海」 法第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。
- 4 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 5 「遊漁船業者」 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第三項に規定する遊漁船業者をいう。
- 6 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

二 届出

1 遊漁者

管理期間中に瀬戸内海において、くろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする遊漁者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕をしようとする日の一営業日（「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日でない日をいう。）前までに、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならぬ。

(一) 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

2 遊漁船業者

管理期間中に瀬戸内海において、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならぬ。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならぬ。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 遊漁船登録番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

3 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中に瀬戸内海において、遊漁船以外の船舶を運航して、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、次に掲げる事項を、令和八年一月一日から令和八年三月二十日までに、委員会に届け出なければならない。ただし、委員会会長が別に定める要件に適合する者にあつては、管理期間中において最初にくろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け出なければならない。

(一) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号及び電子メールアドレス

(二) 船名

(三) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

(四) 入出港しようとする場所

(五) その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

4 1から3までの規定による届出をした者は、届出の事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。

5 1の届出を行っていない遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

6 2の届出を行っていない遊漁船業者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内してはならない。

7 3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならない。

8 委員会は、1から3までの届出を受け付けたときは、その届出者に届出番号を遅滞なく交付する。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとする。

四 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号の二の 2 及び 3 に基づく委員会会長が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針（案）

令和 7 年 11 月 14 日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号（以下「委員会指示」という。）の二の 2 及び 3 のただし書に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示の二の 2 及び 3 で定める届出期間外に届出しようとする者（以下「期間外届出者」という。）は、次の表の左欄で定める要件により届出を行えなかった場合は右欄で定める書類の写しを添えて届出を行うものとする。

要 件	提出する書類
（１）新たに船舶を取得した場合	船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査証書及び以下の書類のいずれか。 ① 小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）第 7 条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書 ② 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 12 条第 1 項に基づき交付された登録票
（２）漁船登録をしている漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けた場合	以下の書類。 ① 船舶安全法第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査証書 ② 漁船法第 12 条第 1 項に基づき交付された登録票
（３）遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 3 条第 1 項に基づき、新たに登録を受けた場合	以下の書類のいずれか。 ① 遊漁船業の適正化に関する法律第 5 条第 2 項に基づく通知 ② 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第 37 号）第 18 条第 1 項第 1 号で定められた様式のうち、別記様式第 8 号
（４）被災した結果、委員会指示に定める届出期間に届出を行えなかった場合	以下の書類のいずれか。 ① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 90 条の 2 第 1 項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書） ② 各自治体が発行する被災証明書

- 2 水産庁は、上記 1 の届出があった場合は速やかに期間外届出者に対し確認を行い、上記 1 の表の左欄の要件により届出期間内に届出を行えなかったと認められる場合には、届出を受付けることとし、後日、会長及び瀬戸内海広域漁業調整委員会に報告を行う。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号の四に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務取扱要領(案)

令和7年 11 月 14 日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号(以下「委員会指示」という。)の四に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

1. 届出の方法

委員会指示の二に定める届出は、水産庁ホームページ「クロマグロ遊漁の部屋」(https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html)に設けた届出用ウェブサイト(以下「届出サイト」という。)に掲載する次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。また、届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、いずれの方法でも届出が出来ない場合は、代替の方法も可とする。



(1) 届出サイトへの入力

届出サイトにアクセスし、届出用の電子フォームに入力する。

(2) 電子メールによる送信

届出サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、電子ファイルをメールアドレス `jfa_bluefin_rec★maff.go.jp` 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること

2. 届出に関する留意事項

(1) 委員会指示の二に定める届出は、参考資料に記載する海域ごとに、その海域に設置された広域漁業調整委員会に提出すること。

(2) 委員会指示の二の1の届出を行うに当たっては、届出時に以下の内容が判明している場合は、その内容も記載して届け出ること。

ア (遊漁船を使用する場合) 船名、遊漁船が登録されている都道府県名、遊漁船登録番号

イ (遊漁船以外の船舶を使用する場合) 船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号

ウ カヤックやスタンドアップパドルボート(SUP)等を利用する場合

エ 入出港しようとする場所

オ 予定しているくろまぐろの採捕(釣り)の方法

(3) 委員会指示の二の2の届出を行うに当たっては、遊漁船が登録されている都道府県名を記載して届け出ること。

(4) 委員会指示の二の2又は3の届出を行うに当たっては、使用しようとする船舶ごとに届け出ること。

(5) 委員会指示の二の2の(四)及び3の(四)に定める入出港しようとする場所は、都道府県名及び漁港又は港湾の名称等を記載すること。

3. 個人情報等の取扱いについて

届出のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 届出に対する問い合わせ

届出に形式的な不備等がある場合は、瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の事務局(水産庁)から補正を指示することがある。また、届出のあった内容について、委員会の事務局(水産庁)から問い合わせることがある。

漁業法(昭和24年法律第267号)第152条第2項で定める
広域漁業調整委員会の海域の区分

太平洋	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域 一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から三十二度三十分引いた線 二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線 三 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十五分二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点(次号において「A点」という。)に至る直線 六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経百三十一度二十分四十四秒の点(次号において「B点」という。)に至る直線 七 B点から百八十度に引いた線
日本海・九州西	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)のうち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域
瀬戸内海	次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域 一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線



下記 2 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の 1 の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 くろまぐろの採捕を予定している海域

- 太平洋
- 日本海・九州西
- 瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所（任意記載）

		遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合		入出港しようとする場所	
利用する予定の船舶		遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
1	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
2	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
3	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
4	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
5	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
6	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
7	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
8	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
9	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
10	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除又は二重取り消し線を記載のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法 （具体的に記載： _____）

※ 予定してない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

下記 2 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第82号又は瀬戸内海にあつては第50号）二の 2 の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内することを予定している海域

- 太平洋
- 日本海・九州西
- 瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁船登録番号、遊漁船の名称及び入出港しようとする場所

	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	入出港しようとする場所	
				都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

下記 2 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の 2 の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内することを予定している海域

- 太平洋
- 日本海・九州西
- 瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁船登録番号、遊漁船の名称及び入出港しようとする場所

	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	入出港しようとする場所	
				都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

- (1) 新たに船舶を取得したため。
- (2) 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項に基づき、新たに登録を受けたため。
- (3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第82号又は瀬戸内海にあつては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかったため。

※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。

※ (1) の理由の場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (2) の理由の場合は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第5条第2項に基づく通知の写し又は遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第18条第1項で定められた様式のうち、別記様式第8号の写しを添付すること。

※ (3) の理由の場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されること

があることに同意します。

6 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第82号又は瀬戸内海にあつては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。

下記 2 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の 3 の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

- 太平洋
- 日本海・九州西
- 瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（届出期間に届出を行えなかった「遊漁船以外の船舶」を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

- 太平洋
- 日本海・九州西
- 瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

4 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

- (1) 新たに船舶を取得したため。
- (2) 漁船登録している漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けたため。
- (3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第82号又は瀬戸内海にあつては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかったため。

※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。

※ (1) の理由の場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (2) の理由の場合は、船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ (3) の理由の場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されること

があることに同意します。

6 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第82号又は瀬戸内海にあつては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。

下記2及び3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕し、また、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の1及び3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者としてくろまぐろの採捕を予定している海域

- 太平洋
- 日本海・九州西
- 瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

- 太平洋
- 日本海・九州西
- 瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

5 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所（任意記載）（自ら運航するのではなく、遊漁者として船舶を利用する場合に記載）

		遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合		入出港しようとする場所	
利用する予定の船舶		遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
1	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
2	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
3	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
4	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
5	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
6	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
7	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
8	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
9	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
10	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除又は二重取り消し線を記載のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

6 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法（具体的に記載： _____ ）

※ 予定してない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

7 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書（遊漁者であって届出期間に届出を行えなかった「遊漁船以外の船舶」を運航する者用）

西暦 年 月 日

下記2及び3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ（大型魚）を採捕し、また、くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号）二の1及び3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

2 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	入出港しようとする場所	
			都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

5 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所（任意記載）（自ら運航するのではなく、遊漁者として船舶を利用する場合に記載）

		遊漁船を利用する予定の場合			遊漁船以外の船舶を利用する予定の場合		入出港しようとする場所	
利用する予定の船舶		遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
1	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
2	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
3	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
4	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
5	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
6	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
7	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
8	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
9	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							
10	遊漁船／ 遊漁船以外の船舶／ カヤック・SUP等							

※ 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

6 予定しているくろまぐろの採捕（釣り）の方法（任意記載）

ルアー釣り

餌釣り

その他方法（具体的に記載： ）

※ 予定してない採捕（釣り）の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

7 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由

（1） 新たに船舶を取得したため。

（2） 漁船登録している漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けたため。

（3） 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第82号又は瀬戸内海にあつては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかったため。

※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。

※ （1）の理由の場合は、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書の写し又は漁船法（昭和25年法律第178号）第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ （2）の理由の場合は、船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。

※ （3）の理由の場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書（罹災証明書）の写し又は各自自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。

8 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されること

があることに同意します。

9 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第82号又は瀬戸内海にあつては第50号）に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。

下記 3 に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ遊漁届出書の記載事項に変更が生じたので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示（太平洋にあつては第51号、日本海・九州西にあつては第82号又は瀬戸内海にあつては第50号）二の 4 の規定に基づき、届出します。

記

1 届出番号

2 届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
住所	住所	番地・部屋番号等
電話番号		
電子メールアドレス		

3 変更しようとする事項を届け出た海域

- 太平洋
- 日本海・九州西
- 瀬戸内海

※ 変更しようとする事項を届け出していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後	変更しようとする理由

5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、都道府県、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されること
があることに同意します。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号の四に基づく遊漁者等のくろまぐろの採捕に関する届出制の違反者への対応方針（案）

令和 7 年 11 月 14 日策定

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 50 号(以下「委員会指示」という。)の四に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「会長」という。)が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会指示に基づく届出制の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局等と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 157 条第 1 項に基づき、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

- 2 会長は、上記 1 の報告を受け、法第 121 条第 4 項で準用する法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（以下「裏付命令の申請」という。）をする。

裏付命令の申請に係る手続は、会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

届出対象	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に		
	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)運航者
届出内容	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス 【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報 (遊漁船を利用する場合) ・ 遊漁船登録都道府県 ・ 遊漁船登録番号 ・ 船名 (遊漁船以外の船舶を利用する場合) ・ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・ 船名 (カヤック、SUP等を利用する場合) ○ 入出港する予定の場所 ・ 都道府県名 ・ 漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ ルアー釣り ・ 餌釣り ・ その他方法（具体的に記載） から選択	○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名) ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和8年1月1日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の1営業日前まで	令和8年1月1日（木）から令和8年3月20日(金)まで	
届出単位	・ 採捕しようとする海域ごと	・ 案内しようとする海域ごと ・ 案内しようとする船舶ごと	・ 案内し又は赴こうとする海域ごと ・ 案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット／LINE（令和8年1月1日から稼働予定）、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を発出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		